

北海道教育委員会教育長告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道公立高等学校生徒学資金の収納事務を以下の者に委託した。

令和6年（2024年）3月29日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

1 受託者の名称

ニッテレ債権回収株式会社

2 受託者の名称

東京都港区芝浦3丁目16番20号

3 委託業務の内容

北海道公立高等学校生徒学資金未収金回収業務の収納事務

4 委託期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで